

【農業用軽油免税証の交付申請受付】

平成24年に免税証の交付を受けた方は、手続きをする日に免税軽油の引取り等に係る報告書を提出してください。また、免税軽油を購入したことを証明する書類として、納品伝票・請求書など(写しでも可)を添付してください。

問い合わせ
大田原県税事務所課税課
TEL (23) 4172

●必要書類等一覧表

	1 使用者証	2 印鑑	3 報告書	4 耕作証明書	5 機械のカタログ等(型式馬力が確認できるもの)	6 交付手数料
継続	○	○	○	—	—	—
更新・紛失	○	○	○	200円	—	420円
新規	—	○	—	200円	○	420円

●申請受付日程表

月日	受付時間		地区	場所
	午前	午後		
1月29日(火)	9:30~11:30	13:00~15:00	黒羽	黒羽支所2階 多目的ホール
1月30日(水)	9:30~11:30	13:00~15:00	湯津上	湯津上支所103・104会議室
1月31日(木)	9:30~11:30	13:00~15:00	金田南	大田原市総合文化会館・第2会議室
2月1日(金)	9:30~11:30	13:00~15:00	金田北	大田原市総合文化会館・第2会議室
2月4日(月)	9:30~11:30	13:00~15:00	親園	大田原市総合文化会館・第2会議室
2月5日(火)	9:30~11:30	13:00~15:00	野崎・佐久山	大田原市総合文化会館・第2会議室
2月6日(水)	9:30~11:30	13:00~15:00	大田原	大田原市総合文化会館・第2会議室

※使用者証に記載された有効期間の始期が平成22年12月31日以前の方は更新の手続きが必要になります。
※いずれの日も午前11時30分から午後1時までは受け付けできませんので、ご了承ください。

製造事業所の皆さまへ 工業統計調査にご協力ください

経済産業省では、工業統計調査を12月31日現在で実施します。

調査の実施に当たっては、本年12月中旬から来年1月にかけて調査員が調査票を持って伺います。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

問い合わせ **A** 2階
政策推進課政策企画係
TEL (23) 8701



税

固定資産税償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営している方が事業のために所有している事業用資産を言います。

償却資産をお持ちの方は、平成25年1月1日現在の資産の状況について、平成25年1月31日(木)までに申告書を提出してください。

課税対象となる主な償却資産

- ① 構築物(舗装路面、フェンス、看板、受変電設備、煙突、鉄塔など)
- ② 機械および装置(旋盤、ポンプ、各種製造設備の機械・装置など)
- ③ 車両および運搬具(貨車、客車、大型特殊自動車など)
- ④ 工具、器具、備品(パソコン、医療機器、測定工具、机、椅子など)

課税対象とならない償却資産

- ① 耐用年数1年未満の資産または取得価格が10万円未満の資産で法人税法などの規定により一時に損金算入されたもの(いわゆる小額償却資産)
- ② 取得価格が20万円未満の資産で法人税法などの規定により3年間で一括して均等償却するもの(いわゆる一括償却資産)
- ③ 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの
- ④ 自動車税および軽自動車税の対象となるもの
- ⑤ 無形減価償却資産(特許権、漁業権など)

※①、②の場合であっても、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っているものは課税の対象となります。

提出先・問い合わせ **B** 1階
税務課資産税家屋係
TEL (23) 8864